



鹿児島県

# 令和7年度 工事監査報告

令和8年6月

鹿児島県農政部

# 目 次

1	実施状況	.....	1
2	実施体制	.....	2
3	監査項目	.....	2
4	監査結果等	.....	3
5	工事成績評定点について	.....	4
6	工事監査総評	.....	5

# 1 実施状況

公共工事の品質確保に関して、品確法、入契法、建設業法のいわゆる担い手3法において、発注者へは適正な予定価格設定、適正な設計・積算、計画的な発注、適正な工期設定、施工時期の平準化、適切な設計変更などを、受注者へは賃金、安全衛生等の労働環境改善、適正な下請け契約などを求めている。

これらを踏まえ、工事監査においては、鹿児島県農政部工事監査要領(同運用)及び工事監査実施マニュアルに基づき、計画、設計・積算、入札・契約、施工等の各段階において、工事の適正かつ円滑な執行を確保するために、技術面から当該工事が適正に行われているかを主眼とし、重点項目を設定して監査を実施した。

このうち、農地整備課及び農地保全課が所管する県営事業及び団体営事業の工事に係る監査実施状況は(表-1)のとおりである。県営事業については、件数ベースで対象工事件数859件のうち165件(19.2%)、工事費ベースで対象工事費約211億円のうち約52億円(24.7%)について、書類審査及び現場指導を行った。併せて、前回の監査指導項目等についてフォローアップを実施した。

また、県営事業の業務委託に係る監査実施状況は(表-2)のとおりであり、令和6年度に業務委託が完了した494件のうち44件について書類審査を実施した。

加えて、畜産振興課、経営技術課、生活排水対策室所管工事についても監査を実施した。実施状況は(表-3)のとおり。

(表-1) 工事費単位：千円

工事区分	監査対象		監査実績		監査実施率(%)		監査結果 (文書指導)
	件数	工事費	件数	工事費	件数	工事費	
県営事業	859	21,146,820	165	5,226,175	19.2%	24.7%	0
農地整備課	575	14,704,521	110	3,534,386	19.1%	24.0%	0
農地保全課	284	6,442,299	55	1,691,789	19.4%	26.3%	0
団体営事業	92	1,119,263	7	150,904	7.6%	13.5%	0
計	951	22,266,083	172	5,377,079	18.1%	24.1%	0

※ 監査対象は、R7.12月時点の契約件数及び契約額

(表-2) 工事費単位：千円

工事区分	監査対象		監査実績		監査実施率(%)		監査結果 (文書指導)
	件数	工事費	件数	工事費	件数	工事費	
県営事業	494	3,947,671	44	645,116	8.9%	16.3%	0

※ 監査対象は、R7.8月時点の執行状況における、計画件数及び計画事業費

(表-3) 工事費単位：千円

工事区分	監査実績		備考 (事業名)	監査結果 (文書指導)
	件数	工事費		
畜産振興課	2	30,185	畜産基盤再編総合整備事業	0
経営技術課	1	28,098	農業開発総合センター災害復旧事業	0
排水対策室	1	22,147	農業集落排水事業	0

## 2 実施体制

総括工事監査監、工事監査監、主任工事監査員2名、計4名を配置し、監査は原則2人体制で行う。ただし離島においては、対象工区数を考慮して熊毛と大島は前期1人、後期2人、屋久島と喜界は前後期とも1人とした。

各振興局・支庁の農村整備課毎の執行額及び発注工区数を勘案して、前後期の2回(大隅地域振興局管内は下期を二泊三日)を計画し、延べ44回(1人1回にカウント)を実施した。

## 3 監査項目

工事目的物の品質確保、労働災害の防止及び環境に配慮した公共事業の推進を図ることに加え、予算の適切かつ有効な執行に資するため、令和6年度の工事監査報告の指導事項等を踏まえ、以下を監査項目として設定した。そのうち、

- (1) 発注機関側が留意しなければならない「設計図書」及び「特別仕様書」
- (2) 発注機関、施工者共に留意しなければならない「施工計画書」及び「施工管理」
- (3) 労働災害防止にかかる「安全管理」

については、昨年度に引き続き重点項目と定め、適正な工事執行が図られるよう指導した。

### (1) 設計図書、特別仕様書について【重点項目】

- ① 設計・積算根拠の整備
  - 設計・積算基準、工法選定、構造計算、水理計算、機種選定等
- ② 特別仕様書への必要事項の記載
  - 契約条件、施工・業務内容の明確化、現場条件、施工体制台帳に関すること
  - 立会確認、現場発生土の活用、埋蔵文化財、他工区等との調整等
- ③ 必要な仮設計書の整備
  - 現場条件に見合った仮設計書、用地の確保、支障物件の移設等

### (2) 施工計画書、施工管理について【重点項目】

- ① 施工計画書の精査
  - 契約条件及び現場条件の反映、設計図書との整合
  - 設計変更に伴う変更施工計画書の提出
- ② 工程管理: 工程遅延にかかるフォローアップ対策等
- ③ 品質管理: 施工内容に応じた管理手法及び頻度等
- ④ 出来形管理: 施工段階に応じた適切な管理

### (3) 安全管理について【重点項目】

- ① 労働災害の防止対策
  - 安全管理体制、新規入場者教育、安全日誌、熱中症対策、KY活動等
- ② 公衆災害の防止対策
  - 工事の周知、交通誘導員、看板、信号機、バリケード等
- ③ 重機作業の安全確保
  - 重機点検簿、交通量や作業内容などに応じた管理体制等

### (4) 入札執行の適正化について

- ① 「指名選定、通知、開札」のチェックリストの整備活用
- ② 「設計書作成マニュアル」の整備活用
- ③ 「工事請負契約における設計変更ガイドライン」、「設計変更マニュアル」、「設計変更チェックリスト」の整備活用
- ④ 「施工プロセスのチェックリスト」の整備活用
- ⑤ 「施工体制点検要領」による確認

#### (5) その他

- ①建設副産物の発生抑制及び再資源化、赤土等土砂流出防止対策、土壌汚染対策法、盛土規制法に係る届け出等
- ②発注の平準化、適正工期の確保、余裕期間の設定、週休2日制工事の促進
- ③前回指導事項のフォローアップ、職員の技術力向上対策等
- ④工事に係る協議関係
- ⑤会計実地検査指摘事項等を踏まえた対応状況
- ⑥事業計画を踏まえ、地元と調整を図り計画的な執行となっているか

### 4 監査結果等

監査を実施した結果、概ね適正に施行されており、文書で指摘指導した不適切な事例は見受けられなかったが、以下の項目について留意すべき点を改善指導した。

#### (1) 設計図書、特別仕様書等

- ①特別仕様書に主工事(鋼構造物、末端散水施設等)に関する仕様を記載すること。
- ②末端散水施設の設置は現場状況に合わせて適切に配置すること。
- ③図面及び特別仕様書に、L型水路底盤主筋の重ね継手(30d以上)を記載すること。
- ④有価処分費を適切に計上すること。
- ⑤電子サービス利用申出書は設計書に綴じること。
- ⑥主任技術者の雇用関係書類は設計書に綴じておくこと。
- ⑦現場代理人、主任技術者、監督員の各種通知を設計書に綴じること。

#### (2) 施工計画書、施工管理等

- ①執行時に適用する共通仕様書を施工計画書に反映させること。
- ②変更施工計画書を作成・提出すること。
- ③工事進捗に10%を超える遅れが生じているのでフォローアップを実施すること。
- ④段階確認事項を記載すること。
- ⑤現場に沿った施工計画書を作成すること。
- ⑥県道歩道部への埋設、又県道横断について具体的な施工方法、交通対策を記載すること。
- ⑦営農の影響がある場合は、収穫時期等を踏まえた計画工程とすること。
- ⑧ICT施工の管理基準は農政部の要領による(国交省ではない)。
- ⑨施設機械の監理基準値を農水省に訂正すること(国土交通省ではない)。
- ⑩管水路管割図に一体化長さが記されていないので記入すること。
- ⑪埋戻し転圧回数決定のための試験を行うこと。
- ⑫ほ場整備における基盤の均平を管理すること。
- ⑬現場で追加となった配管の一体化長を確認し、離脱防止金具の設置計画を行うこと。
- ⑭生コンクリートの圧縮強度試験を実施すること。

#### (3) 安全管理等

- ①新規入場者教育は、現場の施工内容に応じた資料を用いて教育を行うこと。
- ②アスファルト、コンクリートにおけるリスクアセスメント(労働安全衛生法)を実施すること。
- ③新規入場者教育は適切な時期に行うこと。
- ④現場に応じた熱中症のフロー図を作成・作業員に周知すること。

#### (4) 入札執行の適正化等

- ①内容変更が生じた場合、速やかに変更指示書を発出すること。

(5) その他工事に関すること

- ①法定外労災保険の付保状況を確認すること。
- ②再生資源利用計画の現場掲示用、確認結果票を掲示すること。
- ③下請契約がある場合は施工体制台帳、施工体系図を整理・添付すること。
- ④情報共有システムを利用すること(設計金額1千万円以上の工事)。
- ⑤現場代理人の変更理由について整理すること。
- ⑥必要な境界柱の設置を行うこと。

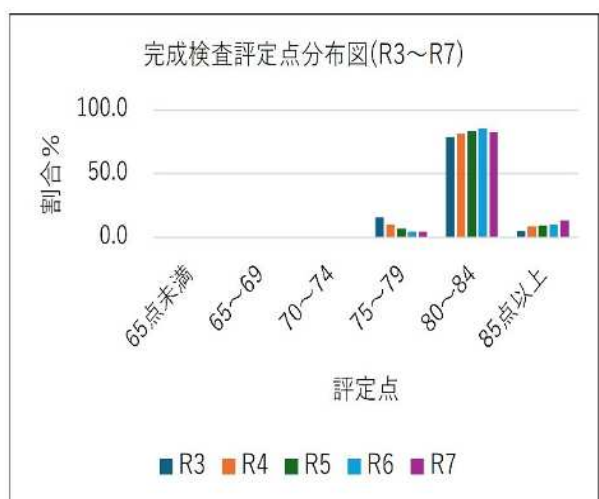
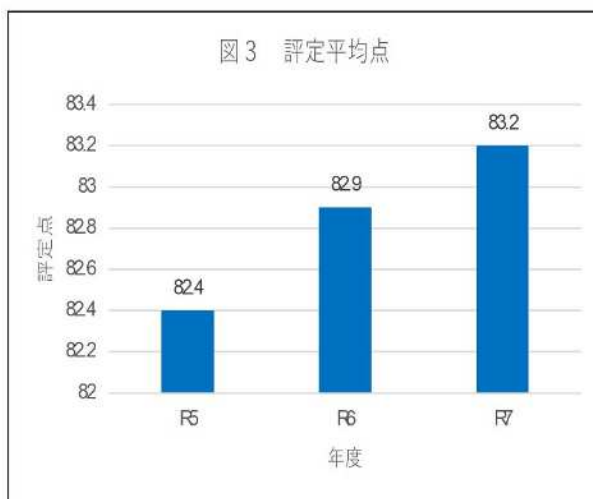
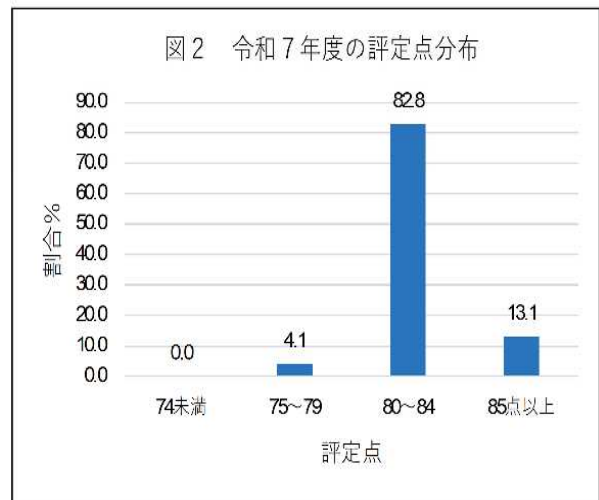
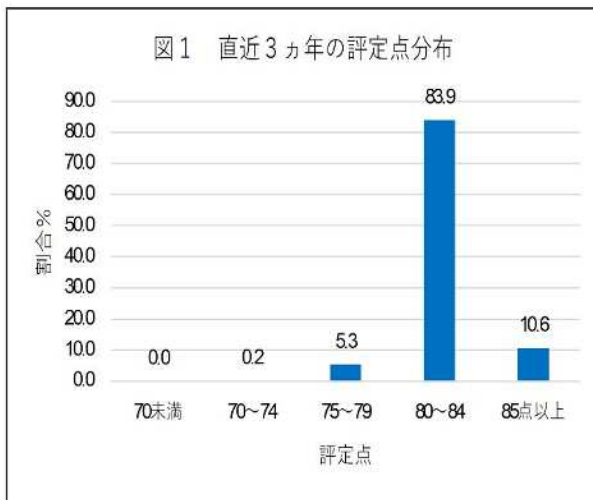
(6) 業務委託に関すること

- ①用地総括表等、県が示した様式で作成すること。
- ②権利者の調査を実施し、買収が可能かの検討を行うこと。
- ③抵当権の抹消が可能か調査を行うこと。
- ④地権者からの要望に対する事務所方針を検討し、用地買収に望むこと。
- ⑤測量実施の際、法務局に相談した内容と結果は成果品に添付すること。
- ⑥境界柱設置位置を平面図に記入すること。
- ⑦土地実地調査報告書は委託成果品納入前に確認し必要な修正を指示すること。

5 工事成績評定点について

近年の工事成績評定点を見ると、80点以上の割合が約95%(図1)であり、特に優秀な85点以上の割合は、令和7年度で約13%(図2)となっている。

また、評定平均点も年々上昇しており、令和7年度は83.2点(図3)となった。



## 6 工事監査総評

令和7年度の工事監査を総括すると、始良・伊佐における大雨の影響により、一時延期したところもあったが、実施時期を見直し、概ね計画どおりの工事監査となった。

各発注機関において、公共工事の品質確保に向け、施工時期の平準化や適切な工期設定などに取り組みながら、良好な目的物が建設されている。

文書により指摘指導した重大な案件は無かったものの、発注者においては、設計・積算根拠の未整備、特別仕様書の記載もれ等があった。また、受注者においては、現場での安全管理や施工管理等に指導事項があった。

工事成績評定点の平均は、令和5年度82.4点、令和6年度82.9点、令和7年度83.2点と年々上昇している。これは、発注者による現場の適正な運営に資する標準工期の改正や余裕工期の設定、受注者による建設環境の改善、現場での創意工夫、現場共有システムの導入、受益者や地域住民との良好な関係の構築などに取り組んだ結果であるといえる。

建設業は、近年、頻発・激甚化する災害の応急対策や早期復旧などに努めている。

一方で、時間外労働の上限規制など働き方改革の推進を図るため、適正な労働時間の管理やICT活用による生産性の向上、人材の育成・確保など職場環境の改善も発注者と受注者双方の取り組みが重要である。

このことから、今後の工事監査においても、発注者の責務、受注者の責務を踏まえた、執行の適正化、適切な現場運営・施工体制などが図られているか確認していきたい。

最後に、工事関係の皆様方には、今後とも工事執行について一層のご理解を深めていただくとともに、本報告が今後の業務の参考となれば幸いである。